

お知らせ  
info

## 国民健康保険加入の皆さんへ 新しい被保険者証を送付します！

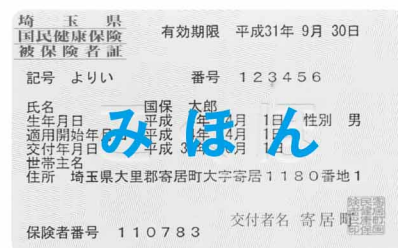
**現**在交付されている寄居町国民健康保険の被保険者証(以下「保険証」)の有効期限は、9月30日までとなっています。新しい保険証を9月中旬から世帯ごとに簡易書留郵便で送付します。

保険証が届いたら、記載されている内容をご確認いただき、10月1日からは新しい保険証をお使いください。現在お使いの保険証は、10月1日以降使用できませんので、裁断するなどしてご自身で確実に処分してください。

## 保険証の様式が変わります

『国民健康保険法』の改正に伴い、平成30年4月から、国民健康保険の運営を県と市町村が共同で行っているため、今回送付する保険証から、様式が一部変更となります。

- ①都道府県名が追加
- ②「資格取得年月日」が「適用開始年月日」に変更
- ③「保険者名」が「交付者名」に変更



## ▶新しい保険証の有効期限

平成 30年 10月 1日～平成 31年 9月 30日

※後期高齢者医療制度や退職者医療制度等の関係で、有効期限が異なる場合があります。

## 健康保険に重複加入していませんか？

町の国民健康保険(国保)と会社等の健康保険(社会保険)の両方に加入している場合、国保の脱退手続きが必要です。町民課へ国保脱退の届け出をお願いします。

▶持参するもの／国保と社会保険の両保険証等、マイナンバー(個人番号)が分かるもの、印鑑

☎町民課 ☎581・2121内線113～115

お知らせ  
info小園営農組合が  
農事組合法人へ！

**小**園営農組合は、昭和57年に小園地区のほ場整備事業とともに米麦の栽培等を共同で行う地域の営農集団として組織化され、後継者の育成や栽培技術の研さんに取り組むなど、積極的に営農活動を展開しています。このたび、今後の地域農業のさらなる振興に向け、8月21日付で組織の法人化を完了させ、農事組合法人小園営農組合(代表理事・石田良信さん)が誕生しました。町内で地域の営農集団が農事組合法人として設立されたのは初めてであり、今後、農地の有効活用、地域農業の担い手としてさらなる発展が期待されます。



法人設立総会の様子

☎農林課 ☎581・2121内線401

募集  
recruit公募します！  
彩の国動物愛護推進員

**県**では『動物の愛護及び管理に関する法律』第38条の規定に基づき、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及PRにボランティアとして積極的・自主的にご協力をいただく「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

## ▶募集期間

11月30日(金)まで

## ▶活動内容

- 動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、地域住民の理解を深めるためのPR活動
- 地域住民の求めに応じた、繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援など
- 動物の愛護と適正な飼養を推進するため県が行う施策への協力
- その他、動物の愛護と適正な飼養の推進のため県が必要と認めること

## ▶申し込み

県のホームページ、または各保健所(さいたま市、川越市、越谷市を除く)、県動物指導センターの窓口を設置する募集要領をご覧ください。

☎県生活衛生課 ☎048・830・3612

## 9月20日～26日は動物愛護週間です！

— 動物は愛情と責任を持って飼いましょう —

『動物の愛護及び管理に関する法律』では、動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めています。

動物(ペット)を飼うということは「命の責任を持つ」ということです。ペットを飼い始める前に、今後の生活についてよく考え、ペットの命が尽きるまで飼い続けられる覚悟が持てない場合は、ペットを飼わないことも立派な動物愛護になります。この機会に、人と動物のより良い関係を築くため、動物との上手な付き合い方を考えてみませんか。

犬を飼うときの  
ルールとマナー

## ▶登録と狂犬病の予防注射

生後91日以上は登録をして鑑札を付けましょう(登録手数料3,000円)。また、毎年1回の狂犬病予防注射後、注射済票の交付手続きをしましょう(手数料550円)。

## ▶散歩をするときは次のルールを守りましょう

## ①フン尿の処理

フンをしたら、必ず家まで持ち帰りましょう。また、電柱等にオシッコをしたら水で流すことが飼い主のマナーです。

## ②犬はリードでつなぐ

県の条例で、犬を放すことは禁止されています。交通事故や周囲とのトラブルを防ぐためにも、リードを短めに持って散歩することが大切です。

ペットのための

## 防災

地震や台風等の災害が発生した場合、大切なペットも被災者になります。災害が原因で手放すことや、避難場所でのトラブルを避けるために、日ごろから次のことを心掛けましょう。

- ①普段からの最低限のしつけ(犬なら不必要に吠えさせない等)
- ②すぐに見つかるように名札、鑑札、マイクロチップ等の装着
- ③人に慣れさせておく
- ④一緒に避難しやすいように、首輪やリードを嫌がらずにする習慣をつける
- ⑤ケージやキャリーバッグの用意と嫌がらずに入る習慣をつける
- ⑥狂犬病予防注射やワクチンの接種
- ⑦ペットの写真や記録(健康や病気の記録)の用意
- ⑧緊急時のエサ(長期保存のできるもの)や飲み物、常備薬の用意

猫を飼うときの  
ルールとマナー

## ▶室内で飼いましょう

猫を外で飼うことは、交通事故や感染症等の危険があるだけでなく、フン尿等による近隣トラブルの原因にもなります。

## ▶不妊手術を検討しましょう

子猫を望まないのであれば、繁殖期の鳴き声や、感染症の予防のためにも不妊手術を検討しましょう。

## ▶無責任な餌やりはやめましょう

野良猫によるフン尿等の苦情が増加しています。無責任な餌やりや置き餌は、交通事故や感染症等の危険にさらされる猫を増やし、近隣トラブルも引き起こします。餌を与えるならば、飼い猫として責任を持って飼いましょう。

## ☎犬についての相談

熊谷保健所  
☎048・523・2811

## ☎猫についての相談

県動物指導センター  
☎048・536・2465

## ☎その他

生活環境エコタウン課  
☎581・2121内線222